

「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」有識者検討会 傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」有識者検討会の傍聴を希望される方は、事前に事務局（総合政策部計画局計画推進課）へ電話等でお申し込みいただくか、当日、会議の開催予定時刻までに、会場受付にて受付用紙に氏名、住所を記入し、事務局の許可を得た上で、指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴希望の受付は先着順で行い、入室可能な人数に達し次第受付終了とすることから、開催日前でも受付終了となる場合があります、また、当日の傍聴希望の受付を行わない場合があります。

2 傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、発言・拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会場内において、飲食及び喫煙などはできません。
- (3) 入室時には、マスクの着用及び入口付近に設置している消毒液での手指消毒をお願いします。
- (4) 会議の写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、事務局が認めた場合は、この限りではありません。
- (5) 携帯電話など音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- (6) その他、会議の秩序を乱したり、議事を妨害するような行為はできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は事務局の指示に従ってください。また、ご不明の点があれば、事務局にお申し出ください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、事務局から注意をし、なお、これにしたがっていただけないときは、退場していただく場合があります。